

広島県公安委員会告示第 90 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 29 年 12 月 7 日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

検定 番号	検 定 の 有効期間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
7P1196	告示の日 (平成29年12 月 7 日)から 3年間	ぱちんこ 遊技機	CR 偽物語 ETE	サミー株式会社 代表取締役 里見 治紀 (東京都豊島区東池袋三丁 目 1 番 1 号サンシャイン 60)	左同
7P1025	同上	同上	CR 偽物語 LTD	同上	左同